（被保険者の住所変更の届出）

第二十一条の二　事業主（船舶所有者を除く。）は、第六条の二の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書又は記録した光ディスクを機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

2　（略）

3　船舶所有者は、第六条の二の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

4　（被保険者等の区別変更の届出）

第二十一条の三　事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、被保険者に係る第十九条の二第一項第五号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　氏名及び生年月日

一の二　住所（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　事業主は、七十歳以上の使用される者に係る第十九条の二第一項第五号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

一の二　住所（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

（被保険者の資格喪失の届出）

第二十二条　法第二十七条の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、被保険者が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～三　（略）

2　（略）

（被保険者の住所変更の届出）

第二十一条の二　事業主（船舶所有者を除く。）は、第六条の二の規定による申出を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書又は記録した光ディスクを機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～五　（略）

2　（略）

3　船舶所有者は、第六条の二の規定による申出を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～五　（略）

4　（被保険者等の区別変更の届出）

第二十一条の三　事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、被保険者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者の氏名、生年月日及び住所

（新設）

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2　事業主は、七十歳以上の使用される者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所

（新設）

二　基礎年金番号

三・四　（略）

（被保険者の資格喪失の届出）

第二十二条　法第二十七条の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届（様式第十一号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～三　（略）

2　（略）